

陳 情 文 書 表

| | | | |
|-------------------|---|----------------|--------------------|
| 受 理 番 号 | 陳 情 第 2 0 3 号 | | |
| 件 名 | 市政情報室へ今までどおり文書の監査結果を設置することと、BRTに関する賛否をにいがた市議会だよりに議員個人名ごとに載せることについて | | |
| 要 旨 | <p>監査委員事務局の監査結果資料を、今までどおり市政情報室に置いてほしいです。ホームページへの掲載だけでは、住民は効果的に活用できません。市民は困っています。新潟市監査委員監査基準第22条では、適時、市民にわかりやすい形で情報を速やかに公表すると決まっています。公正で効率的に運営するならば、パソコンのみでしか見れないなんてあり得ません。市政情報室に、文書での設置を求めます。お金をかけて長期間調査した決算の監査結果を、文書で公表できないため監査委員事務局まで見に来いと言われても、遠くへ行けません。誰のため、何のための監査なのでしょう。文書で公開しないのなら、市政情報室の書類等については全てホームページでの公開にすればいいと思います。市政情報室は、文書で公開することによる不利益を恐れているのではないのでしょうか。違うのであれば、文書でもホームページでも公開してほしいです。</p> <p>また、各区の図書館にも設置を求めます。新潟県立図書館には、1974年を最後に、監査資料は持ってきていないとのこと。市民は、監査委員がどう監査したのか文書で見たいのです。</p> <p>BRT関連の本会議での採決の賛否については、会派でなく、議員名もにいがた市議会だよりに掲載してほしいです。新潟市政に関する職員意識調査において、BRT等の交通施策については、70%の職員が評価できないと回答しています。もう一回、原点に立ち返って検討するよう求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p> | | |
| 付 託 年月日 委員会 | 平成 30 年 12 月 4 日 | 第 1 項 第 2 項 | 総務常任委員会 議会運営委員会 |
| 受 理 | 平成 30 年 11 月 20 日 | 第 3 8 2 号 | |

記

- 1 市政情報室は、今までどおり監査結果を文書で設置すること。
- 2 多くの市民が注目しているBRTに関する議案の賛否は、会派でなく、個人名もにいがた市議会だよりに載せること。